

袖ヶ浦市ウェブマーケティング支援補助金申請要領

1 目的

中小企業者等によるインターネットを活用したウェブマーケティングのうち、中小企業者等の新たな販路の確保や新規事業展開を促進するため、事業者が実施するホームページ又はECサイトの開設等に要する経費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は個人事業主で、市内に本店又は主たる事業所を置いていること。
※申請時点において、事業を営んでいない者については、市内に本店又は主たる事業所を置く計画があること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 事業内容が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令を遵守していること。

3 補助内容

- (1) 補助対象事業と補助対象経費

【補助対象となる事業】

次に掲げるような、ホームページ等の作成又は改修する事業が対象となります。

- ・顧客向け予約システム搭載のための自社ホームページの作成・改修
- ・自社ネットショップ開設のためのホームページの作成・改修
- ・ECモール開設・出店に必要な整備

【補助対象経費の区分】

①ホームページ等を委託して作成する場合における委託費用（ホームページ等の開設以降における維持管理に係る費用を除く。）

②ホームページ等を自ら作成する場合においては、作成に要するソフトウェア（一定期間の使用許諾を得る形態を含む。）及びソフトウェアに係る解説書の購入費用

※②においては補助対象経費のうち、定期又は不定期に支払を行う費用については、その初回に支払ったものに限り、補助対象とする。

※①と②に掲げる補助対象経費は重複して申請することはできない。

※国、県その他これらに類する収入がある場合は、その収入金額を補助対象経費から控除する。

※次のものは補助対象経費の対象外とする。

- ・ホームページを開設するために必要な初期経費及び維持費（ドメイン初期取得

費用等)

- ・パソコン（サーバーを含む）、タブレット端末（スマートフォン含む）及びプリンター等の機器購入・リース等に係る経費
- ・インターネット接続に必要な工事費、通信費等の経費
- ・SNS、ブログ等のソーシャルメディアによるもの

(2) 補助率

補助対象経費の 1/2（千円未満切り捨て）

(3) 補助限度額

5万円

4 申請方法

以下の申請書類を提出期限までに郵送、持参、又は電子申請フォームのいずれかの方法により申請すること。

(1) 申請書類

- ・袖ヶ浦市ウェブマーケティング支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（任意様式）
- ・登記事項証明書又は住民票の写し
- ・市税に係る納税証明書
- ・補助対象経費に係る見積書
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 申請期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日（※当日消印有効）

(3) 申請受付

先着5件程度

※令和7年度中に2回に分けて申請受付を行います。

(4) 提出先

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市役所 商工観光課

5 補助事業の実施にあたっての留意事項

補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まない

6 補助事業の実施に伴う手続き

(1) 補助事業の変更又は廃止

交付の決定を受けた補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、変更（廃止）承認申請書に変更に係る書類を添えて提出すること。

(2) 補助金の支払い

補助金交付要綱の期限に従い、実績報告書を提出すること。その後、市において実績確認し、補助金額を確定したのちに、補助金の支払いを行う。

7 実績報告に関する留意事項

実績報告時には、実績報告書に以下の書類を添付すること。なお、必要に応じて現

地調査等を行う場合がある。

- ・補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- ・作成したホームページ等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

8 その他の留意事項

補助事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間保管すること。

9 問い合わせ先

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市 環境経済部 商工観光課

電話 0438-62-3428

FAX 0438-62-7485

メールアドレス sode19@city.sodegaura.chiba.jp